

中国電力株式会社  
島根原子力発電所  
平成29年度(第1回)保安検査報告書

平成29年8月  
原子力規制委員会

## 目次

1. 実施概要 .....	1
(1)保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照) .....	1
(2)保安検査実施者 .....	1
2. 島根原子力発電所の設備及び運転概要 .....	1
3. 保安検査内容 .....	2
4. 保安検査結果 .....	2
(1)総合評価 .....	2
(2)検査結果 .....	3
(3)違反事項 .....	11
5. 特記事項 .....	11

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成29年5月29日(月)

至 平成29年6月 9日(金)

### (2) 保安検査実施者

島根原子力規制事務所

足立 恭二

宮崎 英次郎

安岡 英一

百瀬 元善

田中 孝行

## 2. 島根原子力発電所の設備及び運転概要

号機	出力 (万kW)	運転開始年月	前四半期から保安検査終了日までの 運転状況
2号機	82.0	平成元年2月	運転期間 (—) 停止期間 (平成24年1月27日～) 施設定期検査期間 (平成24年1月27日～)
3号機	137.3	—	—

### 3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

#### (1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① 過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況
- ② 保安教育の実施状況
- ③ 不適合管理及び是正処置の実施状況
- ④ 放射性固体廃棄物管理の実施状況
- ⑤ 止水措置をしていない貫通部に対する止水措置等に係る実施状況
- ⑥ 巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)

#### (2) 追加検査項目

なし

### 4. 保安検査結果

#### (1) 総合評価

今回の保安検査においては「過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況」「保安教育の実施状況」「不適合管理及び是正処置の実施状況」「放射性固体廃棄物管理の実施状況」「止水措置をしていない貫通部に対する止水措置等に係る実施状況」及び「巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。基本検査の結果「過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況」については、平成27年度第2・四半期に保安規定違反(監視)と判定した「低レベル放射性廃棄物のモルタル添加水電磁流量計の校正記録不備」(以下「LLW流量計問題」という。)について、事業者が策定した再発防止対策アクションプランの実施状況を確認したところ、平成28年度も四半期毎に業務実績を取りまとめるとともに分析・評価し、平成28年度末に有効性の評価を行い、平成29年度の実施事項を設定して、PDCAサイクルを廻していることを「LLW流量計問題 再発防止対策アクションプラン進捗管理表」により確認した。また、再発防止対策アクションプランにおいては、点検周期を1年未満に設定した機器を管理する観点から、統合型保全システム(以下「EAM」という。)を改良し、点検漏れ事象が発生しないよう管理できる体制を構築し、平成28年度末までにEAMの改良を終えたことを記録及び聴取により確認した。さらに、再発防止対策アクションプランにおいて、新たにEAMに登録管理することを決定した点検周期が1年未満の機器等についても、全て登録が完了していることを記録により確認した。以上のことから、当該保安規定違反(監視)に係る改善措置の実施状況については、管理対象を明確にし、再発防止を図るためのシステムは構築できたことから、今後は、さらなる有効性を評価し、継続的

にPDCAサイクルを廻していることを保安調査等において確認していく。

「保安教育の実施状況」については、平成28年度における保安教育が保安教育実施計画等に基づき適切に実施されるとともに、実施結果を踏まえ平成29年度の保安教育実施計画が社内規程に基づき適切に策定されていることを保安教育に係る記録により確認した。

「不適合管理及び是正処置の実施状況」については、事業者が不適合と判断した事案について、不適合処置や是正処置が適切に実施されるとともに、調達先の不適合と判断された事案についても「工事業務管理手順書」等に従って処置されていることを確認した。

「放射性固体廃棄物管理の実施状況」については、放射性固体廃棄物の処理を協力会社に委託し、固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理（焼却、圧縮減容、溶融）を施した上で、廃棄施設等に貯蔵又は保管されていることを「放射性固体廃棄物管理手順書」及び実績記録等により確認した。

「止水措置をしていない貫通部に対する止水措置等に係る実施状況」については、北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号炉の原子炉建屋内に雨水が流入した事象を受け、島根原子力発電所が実施している取組み状況を確認した。

「巡視点検の実施状況（抜き打ち検査）」については「運転管理手順書」及び「巡視点検要領書」に基づき、運転員が日常実施している現場確認に同行し、巡視の実施状況を確認した。また、同運転員の力量については、課長（第一発電）が「運転員教育訓練手順書」に基づき、経験年数等を考慮し、巡視点検できる範囲を見極め、資格要件を満たしている者を力量認定していることを記録により確認した。保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認及び発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

## (2) 検査結果

### ①過去の違反事項（監視）に係る改善措置の実施状況

平成27年度第1四半期に発生し、平成27年度第2四半期に保安規定違反（監視）と判定した「LLW流量計問題」を受け、事業者が策定した再発防止対策アクションプランの実施状況及び改善処置状況を継続して確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、事業者は事実関係を調査し、原因分析及び外部諮問機関等の客観的調査・検証結果等を踏まえ、再発防止対策のアクションプランを策定していることから、再発防止対策アクションプランの実施状況を確認したところ、平成28年度も同アクションプランの計画に従い、四半期毎に業務実績を取りまとめるとともに分析・評価し、平成28年度末に有効性評価を行い、平成29年度の実施事項を設定することにより、PD

CAサイクルを廻していることを「LLW流量計問題 再発防止対策アクションプラン進捗管理表」により確認した。

また、再発防止対策アクションプランにおいて、EAM点検計画表のうち、平成27年度までに整備されていなかった「EAMによる管理対象としていなかった機器の点検計画管理方法」については、平成28年度末までに、結合テスト・総合テスト等を完了し、EAMの改良を終えていることを「LLW流量計問題 再発防止対策アクションプラン進捗管理表」及び聴取により確認した。

さらに、再発防止対策アクションプランにおいて、新たにEAMに登録管理することを決定した点検周期が1年未満の機器については、全て登録されていることを「EAM改良に伴う管理対象機器(点検項目)の登録結果について」により確認した。また、EAM改良が完了したことを受けて、関係する運用手順が制定されたことについて、全発電所員に対し周知メールが送信されていることを社内メールの写しにより確認した。

一方、事業者は、LLW流量計問題発生前の平成26年10月、モルタル固化設備全体の保守性向上及び充填固化体の品質維持を目的として、モルタル固化設備を更新するため「モルタル固化設備改良工事」を発電所長決定したが、LLW流量計問題の発生を受け、既設固化設備で製造した固化体に係るデータの信憑性等の確認が必要となったことから、同工事を期日未定のまま着工を延期するとしていた。

しかしながら、今回保安検査直前(平成29年5月17日)の保安調査において、同工事の再開が決定されたことを聴取したことから、念のため変更に至った経緯を以下のとおり確認した。

事業者は、平成26年10月6日「モルタル固化設備改良工事計画書」を決定し、工事期間は平成27年9月～平成28年3月としていたが、LLW流量計問題が発生したことから、同工事の延期を決定し、平成27年7月21日 保修部長名により関係メーカーに対して、着工日を未定とする通知書を発行した。次いで、平成28年2月8日、保修部長名により関係メーカーに対して現地工事の一時中断が通知された。

その後、事業者は、LLW流量計問題に係る固化体製造データの信憑性等の検証が終了したことから、既存設備を存続させる必要はなくなったと判断し、平成29年5月9日開催の「廃棄物低減検討会」に諮り、当初計画していた既存設備の除却及び更新工事を再開させることについて、発電所長決定されたことを議事録により確認した。

また、平成29年5月10日、保修部長は関係メーカーに対し一時中断していた現地工事を平成29年6月から、関連する除却工事を平成29年5月から再開することを通知した。

なお、事業者は、LLW流量計問題が発生した際も設備の保守性向上・品質維持の観点から、将来的には設備更新は必要と考えており、関係メーカーに対して所要の機器製作の延期・中断を指示しておらず、現時点では所要機器の製作は完了していることを聴取したため、保管されている松江市内の倉庫を立会により確認した。

以上のことから、当該保安規定違反(監視)に係る改善措置の実施状況については、管理対象を明確にし、再発防止を図るためのシステムは構築できたことから、今後は、さらなる有効性を評価し、継続的にPDCAサイクルを廻していることを保安調査等において確認していくこととした。

## ②保安教育の実施状況

平成28年度における保安教育が保安教育実施計画等に基づき適切に実施されるときともに、実施結果を踏まえ平成29年度の保安教育実施計画が社内規程に基づき適切に策定されているか確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、平成29年2月1日「島根原子力発電所教育訓練手順書」の改正にあわせ、BTC初級補完研修(技術教育)が新たな研修対象となったことから、運転員(サブオペレーター)に係る項目が同手順書に追加されるとともに当該実施計画に反映されていることを「平成29年度 原子力シミュレータ研修計画書」により確認した。また、本社所掌の「教育訓練検討会」においては、上級エキスパート制度の導入及び火力発電所現場教育の実施が決定され、上級エキスパート制度の導入への検討準備が開始されたことを議事録及び聴取により確認した。さらに、火力発電所現場教育については、平成29年3月～5月に実施されたことを「実施計画書」及び「派遣工程表」により確認した。発電所員の保安教育について「島根原子力発電所教育訓練手順書」に基づき、各課長は、平成28年度保安教育の実施実績を踏まえ「有効性評価および次年度への反映事項(保安教育)」を作成し、課長(原子力研修)に提出している。課長(原子力研修)は、保安教育実施の都度各課長が作成する「保安教育実施報告書」四半期毎の「所員の保安教育実施状況」及び年度末に各課長が作成する「教育実施状況の有効性評価および次年度への反映事項」を取りまとめ、発電用原子炉主任技術者の確認を得た上で、発電所長に報告していることを「平成28年度島根原子力発電所 保安教育実施結果(報告)」により確認した。

さらに、平成29年度保安教育実施計画書については、課長(原子力研修)は、各課長が作成した計画書を取りまとめ、発電用原子炉主任技術者の確認を得た上で、発電所長が決定していることを立案・決定票「平成29年度島根原子力発電所保安教育実施計画について」により確認した。

発電所員の技術教育及び一般教育については「島根原子力発電所教育訓練手順書」に基づき、課長(原子力研修)は、実施の都度、各課長が有効性を評価した報告書として「教育訓練実施報告書(技術教育・一般教育)」及び「平成28年度 島根原子力発電所 技術教育実施結果(報告)」等を取りまとめていることを確認した。また、課長(原子力研修)は、各課長が作成した教育訓練計画を取りまとめ、各主任技術者の確認を得た上で、発電所長の承認を得ていることを立案・決定票「平成29年度 島根原子力発電所 技術教育実施計画について」等により確認した。

一方、協力会社従業員に対する保安教育については、以下のとおり実施されている

ことを確認した。

(a) 協力会社従業員の入所時教育

協力会社は「島根原子力発電所教育訓練手順書」に基づき、入所時教育を実施していることを「平成28年度 協力会社従業員の保安教育実施結果確認報告書」等により確認した。

総務課長は、当該教育の実施状況を確認するため、課員を教育現場に抜き打ちで立会させていることを「協力会社保安教育立会確認報告書」により確認した。また、協力会社従業員が入所時教育を受講せずに発電所内の作業に従事することができない仕組みについて説明を求めたところ、受講漏れがでないよう確実に担保する仕組みの構築に向けて検討されることを聴取により確認した。

(b) 協力会社従業員の放射線管理に関する教育

発電所の管理区域内で作業を行う協力会社従業員を対象とした「協力会社従業員の保安教育」について、協力会社は「島根原子力発電所教育訓練手順書」に基づき実施していることを「放射線管理教育受講記録(社員外)」等により確認した。また、課長(放射線管理)は、当該教育の実施状況を確認するため、課員を教育現場に立会させていることを「協力会社保安教育立会確認報告書」により確認した。

(c) 放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助に係る協力会社従業員の保安教育

放射性廃棄物処理設備の補助業務に係る従業員の教育について、協力会社は「島根原子力発電所教育訓練手順書」に基づき実施していることを「協力会社従業員の保安教育実施結果確認報告書(四半期毎及び年度末)」等により確認した。また、課長(第一発電)は、当該教育の実施状況を確認するため、課員を教育現場に立会させていることを「協力会社保安教育立会確認報告書」により確認した。

(d) 燃料取替に関する業務の従業員の保安教育

課長(第一発電)及び課長(燃料技術)は、平成28年度は原子炉停止中(島根原子力発電所運転基本計画等)であり、再稼働が見込めないことから、燃料取替(移動)の業務が発生しないと判断し、当該業務に係る保安教育の計画を策定していないこと、また、平成29年度も同様の理由で計画を策定していないことを聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

③ 不適合管理及び是正処置の実施状況

事業者が不適合と判断した事案について、不適合処置や是正処置が社内規程に基づき実施されていることを確認するとともに、調達先の不適合と判断された事案について

も、適切に処置されているか確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、事業者の不適合管理については「不適合管理・是正処置手順書」に基づき、課長(品質保証)によって収集された不具合情報が不適合判定検討会で審議され、不適合管理適用の要否判定が手順書に従って実施されていることを「不適合判定検討会議事録」及び「審議案件リスト」により抜取りで確認した。

不適合管理については、是正処置を必要とする事案の検討について、平成28年4月から平成29年3月末までの間に38件あることを「平成28年度不適合事象一覧表」により確認した。これらの不適合事案について、同手順書に基づき、不適合処置計画から是正処置完了までの一連のプロセスが実施されていることを「不適合処置および是正処置報告書」により抜取りで確認した。

さらに、課長(品質保証)は、同手順書に基づき同様の不適合が再発していないかどうか、是正処置の実施状況に係る有効性のレビューを年2回実施していることを「原子力品質保証運営委員会議事録」により確認した。

不適合管理の処置については、平成22年度から平成28年度までの間の不適合処置の未完了分が148件あることを「不適合事象未完了分一覧表(H22. 4～H29. 3)」により確認した。これらの不適合事案の未完了分については、同手順書に基づき、不適合処置の計画変更(実施予定日、処置内容)が実施されていることを「不適合事象未完了分一覧表(H22. 4～H29. 3)」及び「不適合処置および是正処置報告書」から抜取りで確認した。

調達先の不適合管理については、調達先で不適合が発生した際「工事業務管理手順書」に基づき、報告するよう要求していることを工事・購入仕様書により確認した。また、調達先から不適合報告を受けた事案については、工事担当課長が同手順書に基づき、調達先の不適合管理適用の要否判定を実施していることを「不適合判定検討会議事録」及び「審議案件リスト」により確認した。

平成28年4月から平成29年3月末までの間、調達先において不適合と判定された事案は、31件あることを「平成28年度調達先の不適合一覧表」により確認した。これら31件の事案について、工事担当課長及び課長(品質保証)は、同手順書に基づき、調達先より提出された「不適合処置および是正処置報告書(承認申請用)」等の不適合処置計画から是正処置完了までの一連のプロセスを確認し、承認されていることを「不適合処置および是正処置報告書(承認申請用)」等により確認したことから、適切な品質保証活動が実施されているか、以下の事案を抜取りで確認することとした。

確認の結果、事業者は、不適合と判断された「埋設電線管および信号ケーブル損傷の件」について、2号機中央制御室に「給水流量制御系軽故障」及び「主蒸気流量不平衡」警報の発報事象を調達先の不適合としている。

調達先における不適合とした理由としては、信号ケーブルを損傷させたことから、『「給水流量制御系軽故障」と「主蒸気流量不平衡」警報の発生について』事象の進展に至ったとしている。

当該事案については、埋設電線管及び信号ケーブルの工事であったことから、制御系の担当部署である課長(計装)のみが不適合処置を行い、信号ケーブルの取り替えを行っていた。本来、不適合に係る工事の実施に当たっては、工事主管箇所の課長(原子炉)の承認をとる必要があるが、関与がないまま実施されていた。

今後、このように複数の部署に跨がる工事が発生する場合は、主管箇所を明確にし、事業者自ら不適合管理(是正処置含む)の必要性について、速やかに不適合判定検討会で検討し組織として対応することが重要であることから気付き事項とした。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

#### ④放射性固体廃棄物管理の実施状況

固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理(焼却、圧縮減容、溶融)を施した上で、廃棄施設等に貯蔵又は保管されることが、社内規程に基づき適切に行われていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、課長(第一発電)の所管である可燃物の焼却処理及び不燃物の雑固体廃棄物の溶融処理については、協力会社に委託し「放射性固体廃棄物管理手順書」及び「溶融設備の運転手順書」等に従い実施していることを直近の実績記録により確認した。また、委託先の実施体制、運転員育成管理表等を確認し、担当要員の力量管理が実施されていることを確認した。

課長(放射線管理)の所管である不燃物の圧縮機による減容処理及び直接充填による固化体製作については、協力会社に委託し、雑固体廃棄物の取り出し・分別・処理(切断)・ドラム缶収納及び保管に関する業務が「放射性固体廃棄物管理手順書」等に従い実施されていることを直近の実績記録により確認した。

また、委託先の実施体制を確認し、分別作業管理者の選任や分別作業者が当該業務に従事するために必要な認定等の力量管理を実施していることを「充填固化体製作に係る分別作業員の更新申請および認定解除等について」等により確認した。

課長(第一発電)及び課長(放射線管理)は、平成29年度の放射性固体廃棄物管理に関する品質目標について、「流量計未校正期間に製作されたLLW搬出に向けた対応」を掲げ、課長(放射線管理)が主担当となり進捗状況を毎月管理するとしている。また、完了時期については、平成30年3月末としている。

課長(第一発電)は、日本原燃株式会社の特別監査等において、求めに応じ必要なデータ等を提出していることを「平成29年度業務実施計画書」及び聴取により確認した。

放射性固体廃棄物管理における管理用計測器のうち、低レベル放射性廃棄物検査装置及び充填固化体の上部空隙を測定する計測器に係る点検・校正の計画と実績について確認したところ、前出の「①過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況」のとおり、EAMの改良に伴い、同管理システム(1年以内の点検周期も管理可

能となった)に移行し、管理することを立案決定票等の記録及び聴取により確認した。

また、モルタル充填固化体について、製作時の「固形化の記録」を確認したところ、モルタル充填固化体製作時にモルタルの充填不足が発生した際、モルタル空隙レベル計及びモルタル充填レベル計の設定値変更と関連する手順書「放射性固体廃棄物管理手順書(貯蔵タンク及び固体廃棄物貯蔵所)」の別冊07「充填固化体製作手順」の改正手続きが、関係箇所(保守部及び発電部)のみの協議により行われていたことから、今後、このような事象が発生した場合は、不適合判定検討会へ情報提供し組織として対応することが重要であることから気付き事項とした。

なお、設定値変更後においては、モルタル充填不足が発生していないことを「固形化の記録」及び聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

#### ⑤ 止水措置をしていない貫通部に対する止水措置等に係る実施状況

「北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号炉の原子炉建屋内に雨水が流入した事象に係る対応について(追加指示)」(原子力規制委員会 NRA-Cb-17-001)を受け、事業者は「北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号炉の原子炉建屋内に雨水が流入した事象に係る対応に関する実施計画について」を策定していることから、その取組状況を確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、島根原子力発電所においては、追加指示の対象となった建屋貫通部は合計21箇所であり、そのうち、2号機の17箇所中13箇所は、既に建屋の外郭の貫通部に止水措置が実施されていることを確認し、残り4箇所については、平成28年度に止水措置が完了した。また、1号機の4箇所のうち、2箇所は、平成29年9月までに実施するとしており、残り2箇所については、平成30年3月までに実施するとしているが、止水措置が完了するまでの間、外部からの浸水に対する監視及び可搬式ポンプや土嚢等により浸水を防ぐ応急措置が検討され、所内決定していることを「北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号炉の原子炉建屋内に雨水が流入した事象に係る対応について(報告)島根原子力発電所(報告)」(以下「貫通部に関する対応方針」という。)により確認した。

なお、外部からの浸水に対する監視及び可搬式ポンプや土嚢等により浸水を防ぐ応急処置について、具体的には、「北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号炉の原子炉建屋内に雨水が流入した事象に係る対応について(追加指示)の実実施計画のうち島根原子力発電所での具体的措置(訂1)」及び「外部からの浸水を防ぐ応急処置手順」(保守部 部則)を定めて運用されていることを確認した。

具体的な止水措置として、2号機については、平成28年度に「絶縁油入ケーブルダクト(以下「OFケーブルダクト」という。))(2箇所)」及び「取水コントロールセンタ(以下「C/C」という。)ケーブルダクト(2箇所)」の計4箇所について、「工事業務管理手順書」に

に基づき、止水措置に係る工事計画書等を作成し、課長(保修管理)の承認を得ていることを「島根原子力発電所2号機自動火災報知設備設置工事 工事計画書」等により確認した。また、止水措置が実施され、貫通部の穴仕舞い処理が行われていることを「貫通部に関する対応方針」及び「2号機貫通部止水処理対策工事 工事報告書」の「工事記録(貫通部穴仕舞処理チェックシート)」により確認した。

外郭の貫通部においては、既に止水措置を行った13箇所について「タンク連絡配管ダクト(2箇所)」、「第1バントフィルタ格納槽(7箇所)」及び「低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽(4箇所)」の入口扉にゴムパッキン対策が実施されていることを「貫通部に関する対応方針」により確認した。

1号機については、平成29年度「原子炉補機海水系(以下「RSW」という。)配管ダクト(2箇所)」及び「所内蒸気(以下「HS」という。)他配管ダクト(2箇所)」の計4箇所の止水措置対応のうち、RSW配管ダクトについては、現在、ラバーブーツ(ゴム製伸縮継手)施工又は防水壁設置のいずれかの工事を実施するため、現場調査等を行っていることを「貫通部に関する対応方針」及び聴取により確認した。また、HS他配管ダクトについては「貫通部に関する対応方針」において、今後、ラバーブーツを施工するとしており、工事を実施するに当たり、現在、工事契約手続きを行っている工事計画段階のプロセスについて、「HS他配管ダクト貫通部ラバーブーツ設置工事 工事仕様書」及び聴取により確認した。

追加指示対象となった建屋貫通部の21箇所については、全ての現場で対応状況の立会い等を行った結果、外郭の貫通部13箇所は入口扉にゴムパッキン対策が、OFケーブルダクト及び取水C/Cケーブルダクトの4箇所は、平成28年度に貫通部の穴仕舞い処理が、RSW配管ダクト及びHS他配管ダクトの4箇所は、平成29年度に止水対策としてラバーブーツ施工、又は防水壁設置のいずれかの工事を実施する予定としており、いずれも対策が実施済み又は予定されていることを確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

#### ⑥巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)

運転員による巡視点検が社内規程に基づき、適切に実施されているか確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、「運転管理手順書」及び「巡視点検要領書」に基づき、運転員が日常実施している2号機電気関係(アウター)の重点パトロール及び電気関係(屋外)パトロールの現場確認に同行し、巡視の実施状況を確認した。また、同運転員の力量については、課長(第一発電)が、「運転員教育訓練手順書」に基づき、経験年数等を考慮し、巡視点検できる範囲を見極め、資格要件を満たしている者を力量認定していることを「1、2号機運転員資格認定書」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

(3)違反事項

なし

5. 特記事項

なし

## 保安検査日程

月日	号機	5月29日(月)	5月30日(火)	5月31日(水)	6月1日(木)	6月2日(金)	6月3日(土)	6月4日(日)
午前	2,3号	●初回会議	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ○止水措置をしていない貫通部に対する止水措置等に係る実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ○放射性固体廃棄物管理の実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ◎過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ◇巡視点検の実施状況(抜き打ち)	●中央制御室の巡視	
午後		○止水措置をしていない貫通部に対する止水措置等に係る実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	○止水措置をしていない貫通部に対する止水措置等に係る実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	○放射性固体廃棄物管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	◎過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	◇巡視点検の実施状況(抜き打ち) ●2号機原子炉建物巡視 ●チーム会議 ●まとめ会議		
勤務時間外	2,3号	●中央制御室の巡視						
月日	号機	6月5日(月)	6月6日(火)	6月7日(水)	6月8日(木)	6月9日(金)	6月10日(土)	6月11日(日)
午前	2,3号	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ○止水措置をしていない貫通部に対する止水措置等に係る実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ○不適合管理及び是正処置の実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ○保安教育の実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ○保安教育の実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ○保安教育の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	/	/
午後		○不適合管理及び是正処置の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	○不適合管理及び是正処置の実施状況 ◎過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	○保安教育の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	○保安教育の実施状況 ○不適合管理及び是正処置の実施状況 ●1号機原子炉建物巡視 ●チーム会議 ●まとめ会議	●最終会議		
勤務時間外	2,3号							

○:基本検査項目   ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目   ◇:抜き打ち検査項目   ☆:追加検査項目   ●:会議/記録確認/巡視等